

軽油引取税

バスやトラックなどの燃料として使用される軽油に対し、軽油引取税が課税されます。

★ 納める人 ★

- 特約業者又は元売業者から軽油を引き取った人
- 軽油に軽油以外の油（灯油・重油など）を混和するなどして製造された軽油（混和軽油）を販売した販売業者
- 軽油又はガソリン以外の油（灯油・重油など）を自動車の燃料として販売した販売業者又は消費した場合の自動車の保有者

★ 納める額 ★

1 キロリットルにつき…32,100円（1 リットルにつき32円10銭）

★ 申告と納税 ★

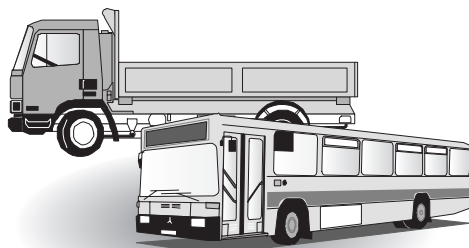
1 申告納入

特約業者又は元売業者が、軽油を引き取った人から代金と一緒に税金を受け取り、毎月分を翌月末までに申告し、納めます。

2 申告納付

販売業者が混和軽油を販売したり、軽油又はガソリン以外の油（灯油・重油など）を自動車の燃料として販売した場合、自動車の保有者が軽油又はガソリン以外の油（灯油・重油など）を自動車の燃料として消費した場合などは、販売業者又は自動車の保有者が毎月分を翌月末までに申告し、納めます。

軽油は県内で
買いましょう



★ 課税免除 ★

石油化学製品の製造、農業、林業、鉱物の掘採事業など、法令で定める用途に使用される軽油は課税が免除されます。

★ 課税免除の手続 ★

- 1 県民局へ申請して、免税軽油使用者証の交付を受ける。
 - 2 免税証の交付を申請して、必要な数量の免税証を受け取る。
 - 3 販売業者から免税証と引換えに軽油引取税がかからない価格で、軽油を購入する。
 - 4 定められた期日までに、免税軽油の購入・使用状況等を県民局に報告する。
- ※免税軽油を免税用途以外に使用した場合などには軽油引取税が課税されますので注意してください。
又、違反の内容により、免税軽油使用者証・免税証の返納を命じられることがあります。

★ 政令指定都市（岡山市）への交付 ★

県に納められた軽油引取税の90%に、県内の国道・県道に占める政令指定都市（岡山市）内の国道・県道の面積の割合を乗じて得た額を、岡山市に交付します。

不正軽油を撲滅しよう！

★ 不正軽油とは ★

軽油引取税の脱税を目的として、軽油に灯油などを混ぜた混和軽油や、灯油と重油を混ぜて製造された自動車の燃料などのことです。

不正軽油の製造・販売・使用は、脱税行為であるだけでなく、大気汚染や硫酸ピッチの不法投棄にもつながるなど、県民の健康や生活を脅かす悪質な犯罪です。

- 通常の価格より安い軽油は、不正軽油の可能性がありますので購入の際には十分注意してください。不正軽油と知りながら購入を続けた場合には、地方税法違反で処罰されることがあります。
- 軽油に灯油などを混ぜた燃料（混和軽油）を販売又は消費した場合や、軽油以外の重油、灯油などをディーゼル車等の燃料として販売又は消費した場合は軽油引取税が課税されます。

次の場合は、事前に知事の承認が必要で、軽油引取税が課税されます。

- ① 軽油に重油や灯油などを混和するとき
- ② ①のほか、軽油を製造するとき
- ③ 軽油以外の重油、灯油などをディーゼル車などの燃料として譲渡（販売を含む）、消費するとき

不正軽油に対する罰則には次のようなものがあります。

軽油引取税を脱税したとき	拘禁刑10年以下 罰金1,000万円以下
知事の承認を受けずに軽油を製造したり、軽油に重油などを混和したとき	拘禁刑10年以下 罰金1,000万円以下 (法人重科) 罰金3億円以下
不正軽油と知って運搬、保管、購入したとき	拘禁刑3年以下 罰金300万円以下 (法人重科) 罰金1億円以下
不正軽油製造に使用されると知りながら原材料等を提供したとき	拘禁刑7年以下 罰金700万円以下 (法人重科) 罰金2億円以下



不正軽油の製造・販売・使用に関する情報をお寄せください！

不正軽油ホットライン 0120-629-110